

き報告又は資料の提出を求めることができる。

3 郵便貯金銀行の子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

4 (略)

(立入検査)

第一百八条 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、当該職員に郵便貯金銀行（郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）の営業所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣又は総務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に郵便貯金銀行の子法人等若しくは郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りさせ、郵便貯金銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による郵便貯金銀行の子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 (略)

3 郵便貯金銀行の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

4 (略)

(立入検査)

第一百八条 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、当該職員に郵便貯金銀行（代理店を含む。）の営業所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣又は総務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に郵便貯金銀行の子会社の施設に立ち入りらせ、郵便貯金銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による郵便貯金銀行の子会社に対する質問及び検査について準用する。

6 (略)

第一百九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした郵便貯金銀行又は郵便保険会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役又は支配人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一（三）（略）

四 第百十二条第一項若しくは第二項、第一百二十条第一項、第一百四十条第一項又は第百四十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五（十二）（略）

第一百九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした郵便貯金銀行又は郵便保険会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役又は支配人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一（三）（略）

四 第百十二条第一項、第一百二十条第一項、第一百四十条第一項又は第百四十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五（十二）（略）

改 正 案

現 行

（業務の範囲）

第四条

（略）  
254

（削る）

（業務の範囲等）

第四条

（略）  
254

（削る）

5| 郵便局において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第八条第一項に規定する代理店の業務を行う場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは、「講じなければならない。」の場合において、内閣総理大臣は、この項前段の内閣府令の制定又は改正について、総務大臣の求めがあつたときは、総務大臣に協議しなければならない」とする。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第 号)

(附則第三十六条関係)

改 正 案

附 則

第四十二条 (略)

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧公社法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十八条第一項		(略)	(略)
公社の事務所その他 の事業所	(略)	(略)	(略)
	郵便貯金銀行(郵便 貯金銀行を所属銀行 (銀行法(昭和五十六 年法律第五十九号)第 二条第十六項に規定 する所属銀行をいう 。)とする銀行代理 業者(同条第十五項 に規定する銀行代理 業者をいう。)を含	郵便貯金銀行(郵便 貯金銀行を含む。)の営業 所その他の施設	

第四十二条 (略)

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧公社法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十八条第一項		(略)	(略)
公社の事務所その他 の事業所	(略)	(略)	(略)
	郵便貯金銀行(代理 店を含む。)の営業 所その他の施設		

	む。) の営業所その他の施設
(略)	(略)

第六十七条 郵政民営化法第八十四条第一項に規定する場合において

、郵便局株式会社が郵便貯金銀行の許諾を得て郵便窓口業務等受託者（施行日から引き続いて新委託法第七条に規定する再委託契約に基づき新委託法第五条第二項に規定する再委託業務を行う者をいう以下同じ。）に再委託をして銀行代理業（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。附則第七十四条第一項第四号において同じ。）を行わせる旨が承継計画（郵政民営化法第一百六十六条第一項に規定する承継計画をいう。以下同じ。）において定められてゐるときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時において、郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。）として銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法（平成十七年法律第

	総務大臣は、郵政民営化法第八十四条に規定する場合であつて、かつ、郵便局株式会社が郵便窓口業務等受託者（施行日から引き続いて新委託法第七条に規定する再委託契約に基づき新委託法第五条第二項に規定する再委託業務を行う者をいう。以下同じ。）に再委託をして郵便貯金銀行の代理店（銀行法第八条第一項に規定する代理店をいう。以下この条及び附則第七十四条第一項第四号において同じ。）の業務を行わせる旨が承継計画（郵政民営化法第一百六十六条第一項に規定する承継計画をいう。以下同じ。）において定められている場合において、郵便窓口業務等受託者が郵便局株式会社から再委託された郵便貯金銀行の代理店の業務を円滑に開始するために郵便局株式会社法第四条第五項の規定により読み替えて適用する銀行法第八条第三項前段の内閣府令の制定又は改正を求める必要があると認めるときは、同項の規定により、内閣総理大臣に對し、協議を求めるものとする。
--	---

号) の施行の際における同法第百十条第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。」と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付隨する業務以外の業務を當む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第 号)附則第六十七条第一項に規定する郵便窓口業務等受託者が當む業務として郵政民営化法第六十六条第一項に規定する承継計画において定められたものうちのうちに銀行代理業及び銀行代理業に付隨する業務以外の業務がある場合においては」とする。

第七十四条 郵便窓口業務等受託者である組合(新委託法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。)は、郵便窓口業務等受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号から第七号までに掲げる業務については、それぞれ附則第六十七条第一項又は第六十八条第一項、第七十条第一項若しくは第七十二条第一項の規定により許可を受け、又は登録を受けたものとみなされる場合に限る。

一五三 (略)

四 銀行代理業

第七十四条 郵便窓口業務等受託者である組合(新委託法第五条第一項第一号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。)は、郵便窓口業務等受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第五号から第七号までに掲げる業務については、それぞれ附則第六十八条第一項、第七十条第一項又は第七十二条第一項の規定により登録を受けたものとみなされる場合に限る。

一五三 (略)

四 郵便局株式会社から再委託を受けた郵便貯金銀行の代理店の業

2  
五  
八  
(略)

2  
五  
八  
務  
(略)

○ 金融庁設置法（平成十年法律第二百三十号）（附則第三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（所掌事務）	（所掌事務）
第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一 （略）	一 （略）
二 次号イからケまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。	二 次号イからマまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。
三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。	三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。
イ～ハ （略）	イ～ハ （略）
二 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者	二 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者
ホ～マ （略）	二～ヤ （略）
ケ （略）	マ （略）
四～二十七 （略）	四～二十七 （略）